

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 787
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 788
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 789
- 北九州都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】 790
- 北九州市立福祉会館における使用料の徴収事務の委託【保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課】 791
- 平成25年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政局税務部固定資産税課】 792
- 建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定【建築都市局指導部建築審査課】 793
- 北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 796
- 北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務の委託【産業経済局観光部渡船事業所】 797
- 北九州市渡船事業所小倉分室における渡船事業の使用料及び手数料の徴収事務の委託【産業経済局観光部渡船事業所】 798
- 雑草等の除去委託料の単価【保健福祉局総合保健福祉センター保健所東部生活衛生課】 799
- 北九州市新門司工場におけるごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 800
- 北九州市日明工場におけるごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 801
- 北九州市皇后崎工場におけるごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 802

◇ 公 告

- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 803

- 北九州市が発注する測量業務等の委託契約並びに請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 8 0 7
- 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【市議会事務局議事課】 8 1 0
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【小倉北区役所総務企画課】 8 1 2
- 道路の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 8 1 5
- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 8 1 7
- 道路区域の変更【建築都市局指導部建築審査課】 8 1 8
- 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 8 1 9

◇ 上下水道局

- ボトルドウォーターの売払代金の収納事務の委託【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 2 2
- 出納取扱金融機関の指定（3件）【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 2 3
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 2 6
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 3 0
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 8 3 3

◇ 病 院 局

- 北九州市立病院における使用料及び手数料の収納及び徴収の事務の委託【病院局経営課】 8 3 6
- 北九州市病院局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 8 3 7
- 北九州市病院局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 8 4 1
- 北九州市病院局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 8 4 4

北九州市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6870	黒崎城石2号線	北九州市八幡西区黒崎城石2358番6から 北九州市八幡西区黒崎城石2346番1地先まで	平成25年4月1日

北九州市告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

整理番号	路線名	変更前後の別	区域の変更	幅員(m)	延長(m)	立体的区域の区間	幅員(m)	延長(m)	上下の範囲(m)
2602	黒崎24号線	前	北九州市八幡黒区西崎目4番地11から北九州市八幡黒区西崎目2番地先まで	5.0 と 61.3	330.3	北九州市八幡黒区西崎目2番74番から北九州市八幡黒区西崎目2番74番まで	4.0 と 46.0	192.4	-9.0 と 8.5
		後	北九州市八幡黒区西崎目4番地11から北九州市八幡黒区西崎目2番地先まで	5.0 と 61.3		北九州市八幡黒区西崎目2番74番から北九州市八幡黒区西崎目2番74番まで	4.0 と 46.0		192.4

北九州市告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2602	黒崎 2 4 号線	北九州市八幡西区黒崎三丁目 42 番 11 地先から 北九州市八幡西区黒崎三丁目 25 番地先まで	平成 25 年 4 月 1 日

北九州市告示第 87 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、北九州都市計画を変更したので、次のとおり告示し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

地区計画

(2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
上葛原東地区地区計画	北九州市小倉南区上葛原一丁目、上葛原二丁目及び葛原元町三丁目地内
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区大字曾根及び曾根北町地内
青葉台サイエンスパーク地区計画	北九州市若松区青葉台西六丁目地内
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内
幸神・岸の浦地区地区計画	北九州市八幡西区幸神一丁目及び岸の浦一丁目地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立福社会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 25 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 25 年 4 月 1 日か ら平成 26 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 89 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 25 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 25 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 中間検査を行う区域
北九州市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成25年5月1日から平成30年4月30日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
中間検査を行う建築物は、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、用途又は規模の建築物で、平成25年5月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請があったものとする。
 - (1) 主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造とした建築物で、住宅（兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもの
 - (2) 地階を除く階数が3以上の建築物で、かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの
 - (3) 地階を除く階数が2以下の建築物で、かつ延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
- 4 中間検査を行う建築物のうち適用除外する建築物
 - (1) 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物
 - (2) 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物（防火地域内に建築するものに限る。）又は同条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物
 - (3) 法第6条の3第1項第1号又は第2号に掲げる建築物
 - (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価を受ける建築物（建設された住宅について、住宅性能評価を受けるものに限る。）
- 5 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程
 - (1) 基礎工事に関する工程

建築物の構造	特定肯定	特定工程後の工程
--------	------	----------

木造（地階を除く階数が3以上の建築物で500平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が2以下の建築物で1,000平方メートルを超えるものに限る。）	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
木造以外の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
備考 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状態により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。		

(2) 建方工事に関する工程

建築物の構造	建築物の構造	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	土台、柱、はり及び筋かいを覆う床、壁又は天井を設ける工事（桝組壁工法の場合を除く。）
		桝組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事（桝組壁工法の場合に限る。）
鉄骨造	1階の鉄骨部分の建方工事の工程	1階の柱、はり、斜材などの接合部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ	地階を除く階数が1の建築物の場合	1階の柱、はり及び屋根版を覆うコンクリー

コンクリート造	は、1階の柱、はり及び屋根の配筋工事の工程	ト打設工事
	地階を除く階数が2以上の建築物の場合は、1階の柱、はり及び2階の床の配筋工事の工程	1階の柱、はり及び2階の床の配筋を覆うコンクリート打設工事
その他の構造	指定しない。	指定しない。
備考		
<p>1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。</p> <p>2 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。</p> <p>3 木造以外の2以上の構造を併用する場合は、1階の床面積のうち、それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大となる構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。ただし、その最大となる構造が2以上となるものについては、特定工程に係る工事を最初に完了する部分の構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</p> <p>4 建物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</p>		

北九州市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	平成25年4月1日
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	から平成26年3月31日まで

北九州市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
鶴丸海運株式会社	北九州市若松区本町一丁目5番11号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における渡船事業の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社関汽交通社 北九州営業所	北九州市小倉北区浅野三丁目10番31号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第94号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1回につき1平方メートル当たり74円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市新門司工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社シンシアテクノス	福岡市中央区高砂二丁目11番11号	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

北九州市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市日明工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社シンシアテクノス	福岡市中央区高砂二丁目11番11号	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

北九州市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市皇后崎工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
テスコ株式会社	東京都新宿区信濃町3 4番地	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

北九州市公告第215号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成25年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (6) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月5日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ ほ装工事関係機械調書

タ 社会的責任・社会貢献関係資料

チ 北九州市税に係る納税証明書

ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

テ 労働保険料納入証明書

ト 労働保険加入対象外届出書

ナ 誓約書

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成25年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資

格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成27年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市契約室管理課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市契約室管理課

北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所15階)

電話 093-582-2545

北九州市公告第216号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を平成25年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務並びに地質調査業務等の委託契約並びに請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市長 北橋健治

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を

経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とする資格を有しない者

3 申請の受付日時

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月5日までの日を除く平成25年4月1日から平成26年3月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送信した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 身分に関する証明書

ウ 申請業務に関する登録等の証明書

エ 申請業務に関する調書（その1）

オ 申請業務に関する調書（その2）

カ 申請業務に関する調書（その3）

キ 使用印鑑届

ク 委任状

ケ 印鑑証明書

コ 業務経歴書

サ 技術者経歴書

シ 北九州市内事業所等調書

ス 北九州市税に係る納税証明書

セ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ソ 誓約書

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成26年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年6月に平成26・27年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市契約室管理課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市契約室管理課

北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

北九州市公告第217号

一般競争入札により、物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 役務の名称

会議録・例規集検索システムインターネット公開用ソフトウェア及びサーバ保守運用業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成25年4月22日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所 市長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市議会事務局議事課

イ 日時 公告の日から平成25年4月5日までの毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所議会棟2階21会議室
- イ 日時 平成25年4月11日午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市議会事務局議事課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2628

北九州市公告第218号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市小倉北区役所庁舎電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成25年7月1日から平成26年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成25年4月22日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

イ 日時 公告の日から平成25年5月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所512会議室

イ 日時 平成25年5月13日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成25年4月22日までに競争参加の申出書を北九州市小倉北区役所総務企画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成25年5月16日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成25年5月17日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市小倉北区役所総務企画課
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3301

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Kokurakita Ward Office
- (2) Deadline of Tender (by hand)
10:00a.m. May 17, 2013
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m. May 16, 2013
- (4) For further information, please contact:
Kokurakita Ward Office, General Affairs Section,
City of Kitakyushu

北九州市公告第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成25年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年4月1日 第744206号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
都市計画道路3・1・209号城野駅北口線	城野駅北口線（駅前広場）街路事業	26.90	80.00	北九州市小倉南区城野一丁目1番	北九州市小倉南区城野一丁目2番1